

家電リサイクル法・制度改正に関する基本的要望・意見

平成 25 年 7 月 4 日
大手家電流通懇談会

大手家電流通懇談会（以下「懇談会」）は平成 17 年 9 月 29 日第 1 回会合開催以来 7 年の活動を継続し、現在大手家電量販店 8 社で構成されています。先回の見直しに際しては、平成 18 年 5 月 31 日に「家電リサイクル法・制度改正に関する基本的要望・意見」を提出いたしました。

家電リサイクル法は 2001 年 4 月に本格施行してより 11 年を経過し、制度として成熟期に入る時期ではありますが、まだまだ改善を要する課題があるのも実情です。

懇談会参加各社が日々家電リサイクル法対象品の回収に協力をする中での改善事項、留意すべき事項に関する基本的要望・意見を取りまとめました。

消費者、行政当局、家電メーカーその他法・制度の見直しに関わる各分野関係者の皆様方に置かれましては、家電リサイクルに対して家電量販店が果たしている役割及び負担等をご理解頂き、家電リサイクル法の見直しにあたり、皆様が理解しやすい簡易でより効果的・効率的かつ公正な法・制度を実現する為、下記要望・意見を十分にご反映頂きますよう強く要望するものであります。

記

1. 製品購入時消費者負担方式への移行の継続検討

懇談会は、平成 18 年 5 月 31 日には「家電リサイクル法・制度改正に関する基本的要望・意見」を提出し、『家電リサイクル料金等を製品購入時にお客様にご負担いただきこれを当該年度に排出される廃家電のリサイクル費用に充てる方式に移行すべきである。また、小売店がお客様から廃家電を回収しメーカーの指定引取場所に運搬する費用及びこれに伴う証票の発行・管理の費用（以下「収集運搬料金」）も家電リサイクル料金と併せて製品購入時にお客様にご負担していただく方式とすべきである事』を要望しました。さらに『徴収方法については、脱漏の防止、コスト及び手続き負担の軽減の観点から、仕入れ段階（蔵出し）でメーカーが資金管理団体（リサイクル料金等の保管、支出等を行う法人）に納入し小売業者から料金相当分を回収する方式が適切と考える。合わせてお客様にリサイクルのご負担をご理解していただくため、当該新製品へのリサイクル料金等の明確な表示を義務付けるなど周知措置を講じる

事』を要望いたしました。そして、『懇談会参加量販店はリサイクル料金等の性格を認識し、これを仕入れ時の価格交渉の対象としないこととします。』という意思表示をいたしました。

5年を経過した現在も品目・大小区分による家電リサイクル料金差から排出先での回収時徴収による問題が相変わらず発生しています。制度根幹に対する重要な要望事項として依然変わらないことから、先回同様に家電リサイクル料金と収集運搬料金を併せて製品購入時にお客様にご負担していただく方式（「製品購入時消費者負担方式」）への移行を継続検討する事を要望いたします。

2. 家電リサイクル料金の一層の透明化・適正化を図ることによる消費者負担の軽減

現在、家電リサイクル法対象品の回収現場では消費者の皆様から「家電リサイクル料金は高額である。」との声をお聞きします。家電リサイクル法の料金制度に関しては、家電リサイクル法 第二十条 2項に「特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものであってはならない。」、3項に「排出者の特定家庭用機器廃棄物の適正な排出を妨げることのないよう配慮しなければならない。」という記載があります。再資源化事業にかかる環境の変化を踏まえた現行家電リサイクル制度の精査を実施する事により家電リサイクル料金の一層の透明化・適正化を図り、消費者の負担を軽減する事を要望いたします。

尚、家電リサイクル制度全般については、どこでも誰でも均一な料金で公平なサービスが受けられるとして評価するものの、反面各関係者の役割が固定化された体制で新たな進展が見込まれにくいとの意見もありました。

3. 家電リサイクル法の関係者間で運営上問題となる事項が恒常的に検討・解決されるような運営・管理の指導徹底

現状、販売事業者は実務的な問題を家電リサイクル券システムの運営機関に伝えますが、運用改善が必要となる個別事項には当該機関だけでは判断できない事項もあり、具体的な問題点の受付・改善の妨げとなっています。行政には、家電リサイクル法関係者間で運営上問題となる事項が恒常的に受け付け・検討・解決されるよう一層の運営・管理と共に不用品回収事業者等の不法な事業者に対する監視・取締等の更なる強化の指導をする事を要望いたします。

< 業務改善の必要となる個別事例 >

- ・ 指定引取場所での消費者受付ができない。
- ・ 家電リサイクル券の入力誤りが請求処理後は修正されず、消費者の閲覧できるWEBに誤った情報が残る。
- ・ 家電リサイクル法対象品目・リサイクル料金等の問い合わせが日曜日にはできず実務に支障が出ている。
- ・ 家電リサイクル券に関して
 - ・ リサイクル券の書式・運用が、販売店用と郵便局用で異なり不便なので、統一願いたい。
 - ・ リサイクル券の番号は購入単位で異なり、保存義務があるものの連番管理ができない為、リサイクル券番号の自社さい番が出来るようにして頂きたい。
 - ・ 廃棄法と同様に家電リサイクル券に加え電子マニフェスト化頂きたい。

4 . 家電リサイクル法対象品不法投棄に対する特例の制定

家電リサイクル法対象品の回収に協力する販売事業者店舗敷地内への家電リサイクル品対象品の不法投棄は後を絶たず、地方自治体へ不法投棄の通報をしましても自社での処理を打診されるのが常で、結果販売事業者で費用を負担しているのが実情です。

家電リサイクル法対象品の回収に協力する販売事業者店舗敷地は、家電リサイクル制度の中での回収窓口となります。制度の一環である場所への家電リサイクル法対象品の不法投棄処理については、処理時に販売事業者には負担がかからない特例を認めて頂きたいと要望いたします。

5 . 家電リサイクル法対象品収集運搬に関する特例の制定

現在検討されている使用済み小型家電リサイクル制度では、認定事業者・認定事業者と契約する販売事業者は広域で収集運搬の許可を免除される方向で進行しています。家電リサイクル法対象品目は工事・設置が伴うケースが多いことから、販売店の契約事業者が収集運搬を担う事も多く発生しますが、契約事業者には各該当市町村での廃棄物の収集運搬許可が必要となっています。廃棄物の収集運搬許可・更新に係る費用も事業者にとっては負担となっています。回収を義務化されている販売店が委託する事業者に関して、家電リサイクル券を伴い収集運搬される家電リサイクル法対象品については収集運搬の許可免除の特例を認めて頂きたいと要望いたします。

大手家電流通懇談会

株式会社エディオン

株式会社ケースホールディングス、

上新電機株式会社、

株式会社ノジマ

株式会社ビックカメラ、

株式会社ベスト電器、

株式会社ヤマダ電機、

株式会社ヨドバシカメラ、

平成25年6月26日現在 50音順